

窮しき女王吉祥天女の像を帰敬ひて現報を得る縁

第十四

聖武天皇の御世に、王宗二十二人同じ心を結び、次第をもちて食の為に宴樂を設備けたまふ。一の窮しき女王有す。宴の衆の列に入りたまふ。二十二の王次第を以ちて宴樂を設くこと已に詮りたまふ。ただし此の女王のみ独いまだ食を設けたまはず。食を備くるに便無し。大に食しき報を恥ぢたまひ、諸楽の左京の服部堂に至り、吉祥天女の像に对面ひて哭きて曰さく「我先の世に貧窮の因を殖る、今窮しき報を受く。我が身は食の為に宴会に入り、徒に人の物を嘗ふ。食を設くるに便無し。願はくは我れに財賜へ」とまうす。時に其の女王の児、念々しく走り来り、母に白して曰さく「快きかな。故京より食を備けて来る」とまうす。母王聞きたまひて走り到りて見たまへば、王を養へる乳母なり。乳母談りて曰さく「我れ客を得と聞く。故に食を具けて来る」とまうす。其の飲食蘭し。美を味の芳馥しきこと比無く等無し。具らぬ物無くして、設けたる器みな鏡なり。荷はしめたる人二十人なり。

王衆みな來りて饗を受けて喜びたまふ。其の食先より倍る。王衆謹称めてたまはく「富める王なり。然うあらずは、何すれば食しくして敢へて能くする。余り溢ち飽き盈ちて、我が先に設けたるより尤れたり。讃嘆の奇異しきこと鈎天の樂の如し」とのをまふ。或るいは衣を脱きて与へ、或るいは裳を脱きて与へ、或るいは鏡と絹と布と綿との等きを送りたまふ。悦の望に勝へずして、衣と裳とを捧持て乳母に著せたまふ。然うして後に堂に参り、尊き像を拝むとしたまふ。乳母に著せたる衣と裳と、其の天女の像に被る。疑ひて往き、乳母に問ひたまへば、答へてまうさく「知らず」とまうす。定めて知る、菩薩感応して賜ふ所なり、と。因りて大に財に富み、貧窮しき愁を免る。是れ奇異しき事なり。

法華經を写し奉り供養するに因りて母の女牛と作りし
因を顯す縁 第十五

高橋連東人は、伊賀国山田郡駿代里の人なり。大に富みて財饒なり。亡にたる母の奉為に法華經をして盟ひて曰さく「我が願に縁有る師を請へ、

第十四縁 善業についての現報話。今昔物語集・十七ノ四十六に書承。今本紀・二女子である諸王。一世以下四世以上(令集解)。

職員令・中務省)。「女王ヒメオホキミ」(般日

三「宗」は「衆」の意。下文には「王衆」と見える。

四寛政元年に開港する人々の一員となつていた。

五この女王が實を開く順番がまわってきたのである。

六元興寺の小塔院の地に所在したか。

七「貧窮」は仏典語。「貧窮之因」の具体相は示されていない。僥倖、厚貪、などの行為であろう。

八「まつし」の表記を「窮」「貧」「貧窮」「窮」「貧

窮」と變化させている。

九松浦真後は、本説話に関して天平十二年十一月から同十六年正月迄、奈良の都を離れて居た間のことと、「故京」とは即ち平城宮を指すものかとする。当否を判断することが困難である。

十この一世の女王には十二歳までは乳母が給せられた(後宮職員令、令集解・禄令)。これをいう

十一飲食をいれる器。金鳳製。法隆寺伽藍起

十二流記資材帳には白銅製のものが多くみえる。

十三供物をいれるのに用いたのであろう。乳母の持

十四と眷化させている。この見はこのことは伝えるためだけに登場している。

十五松浦真後は、本説話に関して天平十二年十一月から同十六年正月迄、奈良の都を離れて居た間のことと、「故京」とは即ち平城宮を指すものかとする。当否を判断することが困難である。

十六この一世の女王には十二歳までは乳母が給せられた(後宮職員令、令集解・禄令)。これをいう

十七飲食をいれる器。金鳳製。法隆寺伽藍起

十八流記資材帳には白銅製のものが多くみえる。

十九供物をいれるのに用いたのであろう。乳母の持

二十と眷化させている。この飲食が仏前にささげられた

二十一この一世の女王には十二歳までは乳母が給せられた(後宮職員令、令集解・禄令)。これをいう

二十二飲食をいれる器。金鳳製。法隆寺伽藍起

二十三流記資材帳には白銅製のものが多くみえる。

二十四供物をいれるのに用いたのであろう。乳母の持

二十五と眷化させている。この飲食が仏前にささげられた

二十六この一世の女王には十二歳までは乳母が給せられた(後宮職員令、令集解・禄令)。これをいう

二十七飲食をいれる器。金鳳製。法隆寺伽藍起

二十八流記資材帳には白銅製のものが多くみえる。

二十九供物をいれるのに用いたのであろう。乳母の持

三十と眷化させている。この飲食が仏前にささげられた

三十一この一世の女王には十二歳までは乳母が給せられた(後宮職員令、令集解・禄令)。これをいう

三十二飲食をいれる器。金鳳製。法隆寺伽藍起

三十三流記資材帳には白銅製のものが多くみえる。

三十四供物をいれるのに用いたのであろう。乳母の持

三十五と眷化させている。この飲食が仏前にささげられた

三十六この一世の女王には十二歳までは乳母が給せられた(後宮職員令、令集解・禄令)。これをいう

三十七飲食をいれる器。金鳳製。法隆寺伽藍起

三十八流記資材帳には白銅製のものが多くみえる。

三十九供物をいれるのに用いたのであろう。乳母の持

四十と眷化させている。この飲食が仏前にささげられた

四十一この一世の女王には十二歳までは乳母が給せられた(後宮職員令、令集解・禄令)。これをいう

四十二飲食をいれる器。金鳳製。法隆寺伽藍起

四十三流記資材帳には白銅製のものが多くみえる。

四十四供物をいれるのに用いたのであろう。乳母の持

四十五と眷化させている。この飲食が仏前にささげられた

四十六この一世の女王には十二歳までは乳母が給せられた(後宮職員令、令集解・禄令)。これをいう

四十七飲食をいれる器。金鳳製。法隆寺伽藍起

四十八流記資材帳には白銅製のものが多くみえる。

四十九供物をいれるのに用いたのであろう。乳母の持

五十と眷化させている。この飲食が仏前にささげられた

五十一この一世の女王には十二歳までは乳母が給せられた(後宮職員令、令集解・禄令)。これをいう

五十二飲食をいれる器。金鳳製。法隆寺伽藍起

五十三流記資材帳には白銅製のものが多くみえる。

五十四供物をいれるのに用いたのであろう。乳母の持

五十五と眷化させている。この飲食が仏前にささげられた

五十六この一世の女王には十二歳までは乳母が給せられた(後宮職員令、令集解・禄令)。これをいう

五十七飲食をいれる器。金鳳製。法隆寺伽藍起

五十八流記資材帳には白銅製のものが多くみえる。

五十九供物をいれるのに用いたのであろう。乳母の持

六十と眷化させている。この飲食が仏前にささげられた

六十一この一世の女王には十二歳までは乳母が給せられた(後宮職員令、令集解・禄令)。これをいう

六十二飲食をいれる器。金鳳製。法隆寺伽藍起

六十三流記資材帳には白銅製のものが多くみえる。

六十四供物をいれるのに用いたのであろう。乳母の持

六十五と眷化させている。この飲食が仏前にささげられた

六十六この一世の女王には十二歳までは乳母が給せられた(後宮職員令、令集解・禄令)。これをいう

六十七飲食をいれる器。金鳳製。法隆寺伽藍起

六十八流記資材帳には白銅製のものが多くみえる。

六十九供物をいれるのに用いたのであろう。乳母の持

七十と眷化させている。この飲食が仏前にささげられた

七十一この一世の女王には十二歳までは乳母が給せられた(後宮職員令、令集解・禄令)。これをいう

七十二飲食をいれる器。金鳳製。法隆寺伽藍起

七十三流記資材帳には白銅製のものが多くみえる。

七十四供物をいれるのに用いたのであろう。乳母の持

七十五と眷化させている。この飲食が仏前にささげられた

七十六この一世の女王には十二歳までは乳母が給せられた(後宮職員令、令集解・禄令)。これをいう

七十七飲食をいれる器。金鳳製。法隆寺伽藍起

七十八流記資材帳には白銅製のものが多くみえる。

七十九供物をいれるのに用いたのであろう。乳母の持

八十と眷化させている。この飲食が仏前にささげられた

八十一この一世の女王には十二歳までは乳母が給せられた(後宮職員令、令集解・禄令)。これをいう

八十二飲食をいれる器。金鳳製。法隆寺伽藍起

八十三流記資材帳には白銅製のものが多くみえる。

八十四供物をいれるのに用いたのであろう。乳母の持

八十五と眷化させている。この飲食が仏前にささげられた

八十六この一世の女王には十二歳までは乳母が給せられた(後宮職員令、令集解・禄令)。これをいう

八十七飲食をいれる器。金鳳製。法隆寺伽藍起

八十八流記資材帳には白銅製のものが多くみえる。

八十九供物をいれるのに用いたのであろう。乳母の持

九十と眷化させている。この飲食が仏前にささげられた

九十一この一世の女王には十二歳までは乳母が給せられた(後宮職員令、令集解・禄令)。これをいう

九十二飲食をいれる器。金鳳製。法隆寺伽藍起

九十三流記資材帳には白銅製のものが多くみえる。

九十四供物をいれるのに用いたのであろう。乳母の持

九十五と眷化させている。この飲食が仏前にささげられた

九十六この一世の女王には十二歳までは乳母が給せられた(後宮職員令、令集解・禄令)。これをいう

九十七飲食をいれる器。金鳳製。法隆寺伽藍起

九十八流記資材帳には白銅製のものが多くみえる。

九十九供物をいれるのに用いたのであろう。乳母の持

一百と眷化させている。この飲食が仏前にささげられた

一百一この一世の女王には十二歳までは乳母が給せられた(後宮職員令、令集解・禄令)。これをいう

一百二飲食をいれる器。金鳳製。法隆寺伽藍起

一百三流記資材帳には白銅製のものが多くみえる。

一百四供物をいれるのに用いたのであろう。乳母の持

一百五と眷化させている。この飲食が仏前にささげられた

一百六この一世の女王には十二歳までは乳母が給せられた(後宮職員令、令集解・禄令)。これをいう

一百七飲食をいれる器。金鳳製。法隆寺伽藍起

一百八流記資材帳には白銅製のものが多くみえる。

一百九供物をいれるのに用いたのであろう。乳母の持

一百十と眷化させている。この飲食が仏前にささげられた

一百十一この一世の女王には十二歳までは乳母が給せられた(後宮職員令、令集解・禄令)。これをいう

一百十二飲食をいれる器。金鳳製。法隆寺伽藍起

一百三流記資材帳には白銅製のものが多くみえる。

一百四供物をいれるのに用いたのであろう。乳母の持

一百五と眷化させている。この飲食が仏前にささげられた

一百六この一世の女王には十二歳までは乳母が給せられた(後宮職員令、令集解・禄令)。これをいう

一百七飲食をいれる器。金鳳製。法隆寺伽藍起

一百八流記資材帳には白銅製のものが多くみえる。

一百九供物をいれるのに用いたのであろう。乳母の持

一百十と眷化させている。この飲食が仏前にささげられた

一百十一この一世の女王には十二歳までは乳母が給せられた(後宮職員令、令集解・禄令)。これをいう

一百十二飲食をいれる器。金鳳製。法隆寺伽藍起

一百三流記資材帳には白銅製のものが多くみえる。

一百四供物をいれるのに用いたのであろう。乳母の持

一百五と眷化させている。この飲食が仏前にささげられた

一百六この一世の女王には十二歳までは乳母が給せられた(後宮職員令、令集解・禄令)。これをいう

一百七飲食をいれる器。金鳳製。法隆寺伽藍起

一百八流記資材帳には白銅製のものが多くみえる。

一百九供物をいれるのに用いたのであろう。乳母の持

一百十と眷化させている。この飲食が仏前にささげられた

一百十一この一世の女王には十二歳までは乳母が給せられた(後宮職員令、令集解・禄令)。これをいう

一百十二飲食をいれる器。金鳳製。法隆寺伽藍起

一百三流記資材帳には白銅製のものが多くみえる。

一百四供物をいれるのに用いたのであろう。乳母の持

一百五と眷化させている。この飲食が仏前にささげられた

一百六この一世の女王には十二歳までは乳母が給せられた(後宮職員令、令集解・禄令)。これをいう

一百七飲食をいれる器。金鳳製。法隆寺伽藍起

一百八流記資材帳には白銅製のものが多くみえる。

一百九供物をいれるのに用いたのであろう。乳母の持

一百十と眷化させている。この飲食が仏前にささげられた

一百十一この一世の女王には十二歳までは乳母が給せられた(後宮職員令、令集解・禄令)。これをいう

一百十二飲食をいれる器。金鳳製。法隆寺伽藍起

一百三流記資材帳には白銅製のものが多くみえる。

一百四供物をいれるのに用いたのであろう。乳母の持

一百五と眷化させている。この飲食が仏前にささげられた

一百六この一世の女王には十二歳までは乳母が給せられた(後宮職員令、令集解・禄令)。これをいう

一百七飲食をいれる器。金鳳製。法隆寺伽藍起

一百八流記資材帳には白銅製のものが多くみえる。

一百九供物をいれるのに用いたのであろう。乳母の持

一百十と眷化させている。この飲食が仏前にささげられた

一百十一この一世の女王には十二歳までは乳母が給せられた(後宮職員令、令集解・禄令)。これをいう

一百十二飲食をいれる器。金鳳製。法隆寺伽藍起

一百三流記資材帳には白銅製のものが多くみえる。

一百四供物をいれるのに用いたのであろう。乳母の持

一百五と眷化させている。この飲食が仏前にささげられた

一百六この一世の女王には十二歳までは乳母が給せられた(後宮職員令、令集解・禄令)。これをいう

一百七飲食をいれる器。金鳳製。法隆寺伽藍起

一百八流記資材帳には白銅製のものが多くみえる。

一百九供物をいれるのに用いたのであろう。乳母の持

一百十と眷化させている。この飲食が仏前にささげられた

一百十一この一世の女王には十二歳までは乳母が給せられた(後宮職員令、令集解・禄令)。これをいう

一百十二飲食をいれる器。金鳳製。法隆寺伽藍起

一百三流記資材帳には白銅製のものが多くみえる。

一百四供物をいれるのに用いたのであろう。乳母の持

一百五と眷化させている。この飲食が仏前にささげられた

一百六この一世の女王には十二歳までは乳母が給せられた(後宮職員令、令集解・禄令)。これをいう

一百七飲食をいれる器。金鳳製。法隆寺伽藍起

一百八流記資材帳には白銅製のものが多くみえる。

一百九供物をいれるのに用いたのであろう。乳母の持

一百十と眷化させている。この飲食が仏前にささげられた

一百十一この一世の女王には十二歳までは乳母が給せられた(後宮職員令、令集解・禄令)。これをいう

一百十二飲食をいれる器。金鳳製。法隆寺伽藍起

一百三流記資材帳には白銅製のものが多くみえる。

一百四供物をいれるのに用いたのであろう。乳母の持

一百五と眷化させている。この飲食が仏前にささげられた

一百六この一世の女王には十二歳までは乳母が給せられた(後宮職員令、令集解・禄令)。これをいう

一百七飲食をいれる器。金鳳製。法隆寺伽藍起

</div

凶人、姓文忌寸也字云上田三郎矣、天骨邪見、不信三宝、凶人之妻、有上毛野公大槻之女、一日一夜、受八齋戒、參行悔過、居於衆中、夫從外歸家、而見無妻、問家人、答曰、參往悔過、聞之震怒、即往喚妻、導師見之、宣義教化、不信受曰、為無用語、汝婚吾妻、頭可所罰破、斯下法師矣、惡口多言、具不得述、喚妻歸家、即犯其妻、率爾謂著蟻嚼痛死、雖不加刑、而發惡心、罵罵令恥、不恐邪姪、故得現報也、口生百舌、雖方言白、慎莫誹僧、終蒙災故也、

3 文(來)又

4 馬(來)忘

5 橋(來)福

6 妻(來國)ナシ

7 蜷(國)ナシ

8 條(國)條タマチニ

ナシ

9 災(來)交

贖解命故生現報解所助緣第十二

山背國伊郡内、有一女人、姓名未詳也、天年慈心、贖信因果、受持五戒十善、不殺生物、聖武天皇代、彼里牧牛村童、山川蟹取八、而將餵食、是女見之、勸牧牛曰、幸願此婢免我、童男辭否不聽、曰猶煥吸、懲誅乞、脫衣而買、童男等乃免之、勸請義禪師、令祝願以放生、然後入山、見之大蛇、飲於大蝦、詫大蛇言、是婢免我、賂奉多帛、蛇不聽、女募幣帛、而禱之曰、汝為神祀、幸免我、不聽猶飲、又語蛇言、誓此婢以吾為汝妻、故免我、蛇乃聽之、高擧頭頸、以瞻女面、吐蝦而放、女期蛇言、自今日經七日而來、然白父母、具陳蛇狀、父母慙言、汝了唯一子、何託故、作不能語、時行基大德、有紀伊郡深長寺、往白事狀、大德聞曰、烏呼難量之語、唯能信三寶耳、奉教歸家、當期日之後、閉屋堅身、種々發願、以信三寶、蛇繞屋、蛇

1 賦一頓

2 曰(來)白

3 否(來)ナシ

4 誅一院

5 蟹(來)蟹是蟹

6 銀帛(來)繁帛

7 幣幣繁幣

8 謂聲一攝

9 汝ナシ

10 聞(來)同

転腹行、以尾打壁、登上於屋頂、昨草拔開、落於女前、雖然蛇不就女身、唯有爆音、如跳鑿齧、明日見之、大蟹八隻、彼蛇絶然、摘段切之、乃知、贖解報恩矣、無悟之虫、猶受恩返報恩、豈人忘恩歟、自此已後、山背國、貴乎山川大蛇、為善故生也、

11 登(來)發

12 背(來)背背

生愛欲恋吉祥天女像感心示奇表緣第十三

和泉国泉郡、血亭上山寺、有吉祥天女像、聖武天皇御世、信濃國優婆塞、來住於其山寺、睇之天女像、而生愛欲、繫心恋之、每六時願、如天女容好女賜我、優婆塞夢見、婚天女像、明日瞻之、彼像裙腰、不淨染污、行者視之、而慚愧言、我願似女、何忝天女事自交之、婢不語他入、弟子偷聞之、後其弟子、於師無礼、故噴噴去、所噴出里、訕師程事、里人聞之、往問虛實、並瞻彼像、淫精染穢、優婆塞不得隱事、而具陳語、謹委、深信之者、無惑不忴也、是奇異之事矣、如涅槃經云、多淫之人、画女生欲者、其斯謂之矣、

1 上(國)ナシ

2 婢(國)挾

3 誰諺(國)諺語

4 之(來國)ナシ

芻女王帰敬吉祥天女像得現報緣第十四

聖武天皇御世、王宗廿二人、結同心、次第為食、設備宴樂、有一芻女王、入宴衆列、廿二王、以次第設宴樂已訖、但此女王、獨未設食、備食無便、大恥貧薄、至

1 王(國)ナシ

于諸樂在京服部堂、對面吉祥天女像、而哭之曰、我先世殖貧窮之因、今受窮報、我身為食、入於宴會、徒瞰人物、設食無便、願我賜財、于時其女王之兄、忿々走來、白母曰、快從故京、備食而來、母王聞之、走到見之、養王乳母、々々談之曰、我聞得客、故具食來、其飲食蘭、美味芬馥、無比無等、無不具之物、設器皆鑄、使荷之人、卅人也、王衆皆來、受鑿以喜、其食倍先、王衆讚稱、富王、不然何貧敗能、余溢飽盈、尤我先設、歌舞奇異、如鈞天樂、或脫衣以与、或脫裳以与、或送錢絹布綢等、不勝悅望、捧持衣裳、著之乳母、然後參堂、將拜尊像、著之乳母衣裳、被之其天女像、疑之而往、問之乳母、答之不知、定知、菩薩感應所賜、因大富財、免貧窮愁、是奇異之事矣、

奉写法華經、因供養頤母作牛之因縁第十五
高齋連東人者、伊賀國山田郡畠代里人也、大富饒財、奉為母、写法華經、以盟之曰、請於我願有縁之師、欲所濟度、嚴法會訖、將供明日、而誠使曰、值第一、以為我縁師、有修法狀、不過必請、其使隨願、出門試往、至於同郡御谷之里、見有乞者、鉢囊懸肘、醉酒臥路、姓名未詳、有伎戔人、剃髮懸繩、以為袈裟、雖為然猶曾不覺知、使見起禮、勸請帰家、願主見之、信心敬礼、一日一夜、家內隱居、頓作法服、以之奉施、爰乞者問之、所以者何、答曰、請令講法華經、乞者、我無所學、唯誦持般若陀羅尼、乞食活命、願主猶請、乞者思議、不如飄逃、兼心知逃、副人令守、

彼夜請師、夢見赤牛來至告言、我此家長公母也、是家中中、有赤牛、其兒吾也、我昔先世、偷用子物、所以今受牛身、以償其債、明日為我、將說大乘之師、故貴而慇告知、欲知虛實、說法堂裏、為我敷座、我當上居、請師自夢驚醒、心內大怪、明朝登講座言、我無所覺、隨願主心、故登此座、唯有夢悟、具陳夢狀、檀主聞起、敷座喚牛、伏座、於是檀主、大哭言、害我母、我曾不知、今我奉免、牛聞大息、法事訖後、其牛即死、法會之衆、悉皆号哭、響于堂庭、往古已後、莫遇斯奇、更為其母、重修功德、謗知、願主顧母恩、至深之信、乞者誦神呪、積功之驗也、

依不布施与放生而現得善惡報縁第十六

聖武天皇御代、讚岐國香川郡坂田里、有一富人、夫妻同姓、綾君也、隣有耆嫗、各居鱉寮、曾無子息、極窮裸衣、不能活命、綾君之家、為所乞食、日不闕、鋪時而逢、主將試之、而每夜半、竊起爨令食於家口、猶來相之、合家怪之、家室告家長曰、此二耆嫗、驅使非便、我慈悲故、入家見數、長閼之曰、採飯而養、自今已後、各缺自分、施彼耆嫗、功德之中、割自身安、施他救命、最上之行、今我所作、称彼功德、家口應語、析分飯而養、彼家口中、有一使人、不隨主語、獨於耆嫗、漸諸使人、又厭不施、家室竊擰分飯而養、常懶之人、讓長公曰、缺使人分、育耆嫗故、歟飯少、飢瘦之者、不能當農、令懈產業、讓之不輟、猶送於養、讓之家口、副單釣人、入海

2 身(國) 五

3 エエキ

4 (来)足
5 駄(来)銘

6 尤佐

7 鈞釣

8 持得

1 因(國) 同

2 賀勢

3 亡ナシ

4 試

5 路洛

6 唯准

7 恩息

1 館舗

2 使(國) 仗

3 六完

4 救(國) 救

5 諸(國) ナシ

6 諸業(國) 産

7 謂(國) 説

8 謂(國) 說

9 謂(國) 說

10 置